

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について

制 定	平成12年	1月19日	九運公福第3号
一部改正	平成17年	5月16日	
一部改正	平成18年	9月29日	
一部改正	平成28年	10月 6日	
一部改正	令和 6年	3月 1日	
一部改正	令和 7年	4月30日	

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について下記のとおり定めたので公示する。

平成12年1月19日
九州運輸局長 中西 基員

記

1. 事前届出書の様式

別紙様式による。

2. 事前届出書には、3に掲げる添付書類の内容が真正であるかどうかの確認を要する期間として、実施予定日の7日前までに提出するものとする。

3. 事前届出書には、次に記載する書面を添付するものとする。

- ① 既に認可を受けた自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後必要となる車庫面積
- ② 面積に余裕のない場合は、車両配置平面図
- ③ 当該届出が増車の届出である場合（代替により新たに事業用自動車を導入する場合を含む。）には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険または共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書類（契約申込書の写し、見積書の写し）
- ④ 増車する場合において、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面（運行管理体制図）
- ⑤ 特定自動運行旅客運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者が増車する場合において、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面
- ⑥ 増車する予定の自動車（代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。）が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。以下同じ。）である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し

4. 届出受理後、届出書の記載事項及び3に掲げる添付書類の内容等を確認した結果、次の各号に該当する場合には、事業改善命令を発するものとする。

- ① 輸送施設の停止以上の行政処分を受け、当該増車実施予定日において行政処分期間が終了していない場合
- ② 配置する事業用自動車の数により義務付けられる営業所毎の常勤の有資格の運行管理者の員数が確保されていないと認められる場合
- ③ 特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が輸送の安全の観点から適切でないと認められる場合
- ④ 増車する予定の自動車が中古車である場合において、道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合

附 則（平成12年1月19日 九運公福第3号）

この基準は平成12年2月1日以降の当局管内の支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成17年5月16日 九運公福第12号）

この基準は平成17年5月16日以降の当局管内の支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成18年9月29日 九運公第33号）

この基準は平成18年10月1日以降の当局管内の支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成28年10月6日 九運公第42号）

この基準は平成28年11月1日以降の当局管内の支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（令和6年3月1日 九運公第147号）

この基準は令和6年3月1日以降の当局管内の支局において受け付ける届出について適用する。

附 則（令和7年4月30日 九運公第22号）

この基準は令和7年4月30日以降の当局管内の支局において受け付ける届出について適用する。

(別添)

新様式

一般旅客自動車運送事業の事業計画
(事業用自動車の数)変更事前届出書

年 月

〇〇運輸局
〇〇運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者名
(連絡先)

道路運送法第 15 条第 3 項及び同法施行規則第 15 条第 2 項で準用する第 14 条の規定によりお届けいたします。

氏名又は名称 及び住所並び に代表者氏名			
変更しようとする事項			営業所ごとに配置する事業用自動車の数
増車(減車) 実施予定日			年 月 日
備考			

営業所別の事業用自動車の数
別紙のとおり。

増減車両の明細、自動車車庫の位置及び収容能力 (略)

(別紙)

営業所別の事業用自動車の数

	新旧の別	新															旧														
	内訳	大型車			中型車			小型車			コミュニ ター車			計			大型車			中型車			小型車			コミュニ ター車			計		
営業所名		A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

Aは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車数を除いた数を記載する。

Bは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）の用に供する事業用自動車数を記載する。

Cは、事業用自動車のうち、特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車数を記載する。